慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	耕地整理の方針に対する一疑議（其一）
Sub Title	
Author	気賀, 勘重
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.2 (1910. 2) ,p.145(35)- 152(42)
JaLC DOI	10.14991/001.19100215-0035
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100215-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

く便宜にして簡單なる稅種を選び經濟上及び社會上の進步發達を阻害せざる樣注意せざる可らず而して時に或は一般財政上の原則に照せば缺點少なからざる租稅と雖も殖民地に於ては好個の財源として許容せられつゝあること前述せる所の如し但し英國の自治殖民地の如く非常なる發達を遂げたるものに於ては本國の實例と一般原則とを此處に適用して差支なきは言を待たざる所なるべし。

耕地整理の方針に對する一疑議（其一）

氣賀勘重

余は新春匆々地方に旅行せるの際、遇然一老農に會して當該地方に於ける耕地整理設計案の大要を聞くを得たり。而して其示せる設計圖を一瞥するに、流石に專門技師の計畫せる所とて疏水灌漑其他萬端の施設實に見事なるものなりしも、唯一點の頗る吾人をして、怪訝に堪えざらしむるものあるを發見せり。他なし、從來該地方に於ける畑と稻田との割合は六に對する四の比例なりしに耕地整理實施後に於ける兩者の比例は顚倒して大約稻田七分畑三分の割合と爲る可き計畫なること卽ち是なり。

近來我國に於ける耕地整理の事業は政府當局者の奬勵と誘導とに依りて漸次發達し來るの狀あり。殊に最近三四年來の進步は頗る注目す可きものあるが如しと雖も、其事業の進步に從ひ各地方に於て之に對する非難の聲を聞くことも亦

甚だ少なからず。此等の非難反對の爲に計畫成りて事業の實行未だ緒に就くを得ざるの地方も少なからざるが如し。然れど其非難攻撃の理由を糺せば多くは耕地整理其物の性質目的を理解せざる頑迷的保守の精神に出づるか若しくは一家の私情私利に驅られて一般公共の利益を思はざるに出づるものゝ如く、又中には既成整理事業の成績に照して其効果の認む可きものなき事實を指摘し、多大の費用を投じて斯る無益の事業を遂行するの愚なるを主張する者あれども、此種論者の指摘せる事實を觀れば多くは事業遂行の技術に缺點ありしが爲め或は地味を損し或は豫想の便益を致す能はざりしに出づるか、然らずんば整理前と整理後とに於ける各土地所有權者並に抵當權者の權利に關する法文又は規約の規定明確を缺き幾多の紛議續出せるの結果に外ならず。何れにしても、耕地整理の根本主義其物の缺點に對する非難攻撃に非ずして、其技術上の缺點又は法律の不備に基因せる弊害に對する攻撃か、然らずんば頑迷顧慮するに足らざる徒輩の言のみ。私利私情に驅られて公共の利益を妨害するが如き頑迷者流に對しては須らく多數の强制に依りて之を制馭す可く、整理の精神を誤解せる者に對しては當局官吏

は勿論地方の識者先覺者亦勉めて之を啓發誘導して以て誤解を解く可く、技術上の缺點は整理事業の進歩に從ひ技師の從來の過誤に鑑みること漸く加はると共に復た之を是正するに難からざる可く、法文の不備も亦過去の經驗に照して漸次之を補ふを得可し。果して然りとせば我政府が困難なる國家歲計中より年々五十萬乃至百萬の巨費を支出し、熱心以て之を奬勵しつゝある耕地整理事業は其根本主義に於て敢て非難す可きものなく、當今に於ける其非難は一時的の非難に止まり、其聲の異日謳歌の聲と變ずるの時は期して待ち得可きの觀なきに非ず。惟ふに當局者が熱心に地方農民の啓誘に努め、時に農民の怨嗟の聲を冒して迄も之が實行に盡力する其精神は畢竟亦斯る期望に在りて存するなる可し。耕地整理の根本精神に至りては吾人亦大體に於て之を是認せざるに非ず、我當局者の苦心も亦從て之を諒とせざるに非ずと雖も、然れども、整理事業の一方針として稻田の增加を其一大眼目とせるの觀ある一事に至りては吾人は實に多少の疑念なきを得ざるなり。

熟々、我國現今の耕地整理なるものを按ずるに、其事業は純然たる耕地整理、詳言すれば耕圃の形狀を變更增大して耕耘に便利なる形狀に改むる所謂畦畔改良のみを主眼とせるものに非ず。土地改良（メリオレーション）をも併せ行ふの事業にして、中にも排水と灌漑の工事は殊に重きを置くの事業、否な却て其眼目とする事業たるの觀あり。耕地の整理に隨伴して土地改良の事業を兼行するは農業改良上至便とする所にして又最も經濟的の施設たるを失はず。農業促進の爲に吾人の最も歡迎する所なるも、我邦各地に於る既成の耕地整理事業並に幾多赤成の整理計畫なるものを見れば、排水灌漑の工事の遂行と共に從來の畑地を變じて水田又は乾田と爲す所甚だ少なからず。從て稻田の增加は耕地整理事業の一大眼目たるの狀あり。曾に其狀あるのみならず、整理事業の局に當れる技術家並に該事業加盟地主の意見を問へば多くは此稻田增加を以て其主眼と爲し、產米增加を以て整理事業の一大利益と斷言するあるを見る。是れ吾人が我國の耕地整理を目して稻田の增加をその一方針とせるの觀ありと爲す所以、而して又吾人の疑點の存する所たるなり。

由來、我國の經濟政策は動もすれば輸出の增進、輸入の減少を以て根本主義とせる單純なる重商主義の精神に支配せらるゝの風あり。此主義の見地より觀れば稻田面積增加し、之に伴ふて米穀產出額の增加を致すは年々二三百萬石の外國米を輸入しつゝある我國の現狀に取りては一大利益と云ふ可く、若し耕地整理に依りて此外米の輸入を杜絶し却て益々內國米を輸出するの地位に進むを得るとせば、其整理の効果は實に偉大なる國益と云はざるを得ざる可し。然りと雖も是れ實に短見者流の見解のみ。土地は本來無限のものに非ず、耕地の面積には自ら限あり。此稻田の增加が畑地の減少の結果にして、產米の增加は卽ち畑作物の減少を伴ふものなりとせば、得る所果して能く失ふ所を償ふに足るや否やは輕卒に之を斷言するを得ざる可し。今假りに一個年の輸入米を平均三百萬石とせば、此輸入を防がんが爲に要する稻田の面積は我國水田當今の平均米穀產出力より觀る時は約二十萬町步に下らざる可し。二十萬町步の耕地は若し之を桑園とせば現今の相場にて總計一億圓の輸出生絲の原料を滿たして尙ほ餘あるの耕地なり。一億圓の輸出を減じて輸入米三百萬石卽ち其代價多くとも三千萬圓を出でざる輸入を防ぎ得るものとせば稻田を增加して畑地を減少するの利害は復た識者を

俟たずして之を知る可し。單に輸出増加輸入杜塞と云ふ一點より觀るも畑地を犧牲とする稻田増加の方針は容易に首肯するを得ず。徒に輸入をのみ危懼して其防禦の爲に要する犧牲を思はざるは短見も亦甚だしと云ふ可きなり。

三

次に又我國從來の農業政策を觀れば其施設方針は一は財政上の利益を目的とし、又一には土地所有者殊に中流以上の地主の利益を主眼とするの傾あり。國庫の充實と窮乏とは爲政當局者の直接に利害を感ずる所、從て各種の政策上に於て財政上の利害を顧慮するは人情自然の然らしむる所と云ふ可く、又小農民及び小作人輩の知識缺乏し自家の利益をすら自覺し主張するの能力なきに反し、中流以上の土地所有者、就中大地主輩の一般に知識進歩し、社會上の地位高きより觀れば、前者の利益の兎角爲政家の爲に等閑視せられるゝに反して後者の主張の自ら當者の耳朶に達し、其斟酌顧慮する所と爲るの傾あるも亦自然の勢と云はざる可らず。而して、此財政上の利益並に地主輩の利害より觀れば我國の現狀に於ては畑地を變じて稻田と爲すは何れにしても一大利益たるを失はざるなり。

蓋し水田の公定地價は畑地の公定地價に比すれば一般に著しく上位に在りて通例後者の二倍に相當するを常とす。故に耕地整理に依りて畑地の稻田に變更せらるゝもの多きを加ふれば、地價を標準とせる地租の收入は該地目變換の爲に約二倍することゝ爲る可し。地租にして公平に土地の收益に課せらるゝの租稅なりとせば、此地租の增加は恰も土地收入の二倍したる結果と云ふ可く、從て土地の收益を二倍せしむる耕地整理の此結果が國民經濟上の一大利益と目せらるゝも亦宜なりと云はざるを得ず。惟ふに是れ農政當局者を初め幾多の識者論客の米作の增加を以て財政上の利益と爲し從て又農民の利益と爲すの理由なる可し。

稻田の增加は云ふ迄もなく、地租の增收を致すものにして國庫の財政上一大利益たると復た疑ふを要せず。而して此財政上の利益は又一方に於ては土地所有者殊に自家の所有地を小作人に賃貸するの地位に立てる中流以上の地主の利益を示せるの實なきに非ず。蓋し、我國の公定地價及び地租は明治の初年地租制定の當時に於ける耕地の純收穫を標準として算定せられたるものにして大體上其當時に於ける小作料と權衡を保てるの狀あり。而して小作料は概ね自由競爭に

42

依りて決定せられずして習慣に支配せらるゝの風あり。其結果、今日、耕地經營法の一大變化を致せる地方に於て畑地の小作料は米田の小作料よりも一般に甚だ低く、吾人が郷里地方に就て調査する所に據れば通例後者の前者より高きこと三割乃至七八割にして平均五割を算するの有樣なり。我國の農民の經濟の大部分が尚ほ自然經濟の狀態に在るの今日、土地耕作の純收益と總收益とを正確に比確算定するは頗る難事に屬すと雖も、大體上より之を推算すれば純收益の點に於ては稻田は尚ほ畑地に讓らず、地方に依りては其純收益畑地の上に在るの狀あり。加ふるに米田の小作料は通例穀納なるの結果として地主に取りても將た又小作人に取りても其取立及び納入畑地小作料よりも容易且つ便利なるの實あり。從て其滯納亦割合に少なきもの、如し。是に於てか純收益の點に於ては田畑の間敢て差別なしとするも、地主の爲には稻田の小作料收入は畑地の收入よりも遙に確實なるを得ることゝ爲る。稻田增加の地主の爲に有利なること復た多言を要せずして明なり。況んや、慣習的勢力の結果として其小作料の一般に畑地小作料よりも高率なるの傾あるに於てをや。

上總介忠輝（其四）

阿部秀助

四

身に代へて主を思ふ三河武士の鎗先にて德川の天下はつくられたりと云ふは一理なきにあらねど、(一)然かも德川初期の財政にして鞏固ならざらんには、いかでか世は奏の天下となり得べきぞ、嘗て「ふかちの局が「澁夜はやめて新らしきものゝみ召されよ」と言ひし折に、家康は之れを叱りて「後世子孫の末々まで積み置きて國用の不足無からしめんが爲に、一衣をもあだにはせぬぞ」と說き聞かせしとかや、此老雄が深謀遠慮の程こそ、やがては三百年の治をつくりたれ、而して德川初期の財政上に彼が股肱として少からぬ貢獻をなせしものを、大久保長安と後藤庄三郎となす。(二)

甲州は昔時より採鑛冶金の術もて有名なり、彼の本多佐渡守が大阪城の深濠を拔かんが爲め、此國より熟練なる鑛夫を多く招き寄せしことなり、而して長安は實